

改 正 案	現 行
(文書による質問) 第16条 議員は、閉会中に市長等に対し、文書による<u>質問をし</u>、文書による回答を求めることができる。 <u>2 前項の質問は、定例会の閉会后、次の定例会の開会までの間において、同一の議員につき、1回及び1問を超えることができない。</u> <u>3 市長等は、第1項の</u> 質問を受けたときは、速やかに文書により回答<u>するものとする</u>。 <u>4 議長は、第1項及び前項の</u> 質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。 <u>5 第1項の質問は、議長を経由してするものとする。</u>	(文書による質問) 第16条 議員は、閉会中に市長等に対し、文書による<u>質問を行い</u>、文書による回答を求めることができる。 <u>2 市長等は、前項の規定による</u> 質問を受けたときは、速やかに文書により回答<u>しなければならない</u>。 <u>3 議長は、前2項の規定による</u> 質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。 <u>4 第1項の質問は、議長を経由して行うものとする。</u>